



住民稅の申告

住民稅(町・県民稅)は、私たちに最も身近な稅です。町や県を住みやすく豊かにするために使われます。

申告していただくかた

- ①平成15年1月1日現在で明和町に住んでいて、平成14年中に所得のあったかた
- ②平成14年中に明和町に転入したかた(給与所得者も含まれます)

申告しなくてもよいかた

①稅務署に所得稅の確定申告をし

たかた

- ②収入が給与所得だけで、勤務先から給与支払報告書が役場に提出されているかた
- ③生活保護法の規定により、生活扶助を受けているかた

申告の方法は

申告書は、申告の必要があると思われるかたに、2月上旬に郵送されます。昨年中の所得金額を自分で計算して記入する自主申告制です。必要事項を記入し、押印して提出してください。

なお、所得控除のうち雑損・医療費・社会保険料・小規模企業共済等掛金・生命保険料・損害保険料等の控除を受ける場合は、領収

書・証明書を添付してください。(平成14年中のもの)

※介護保険の医療費控除を受ける場合は、介護保険法等に規定する領収書を申告書に添付してください。今月号13ページに控除関係の説明文が記載されています。

なるべく指定日に

期間中の都合のいい日に申告していただくのが原則ですが、申告の待ち時間を少なくするため、あらかじめ左記の日程表のとおり指定日を設定しています。

問い合わせ

- 館林稅務署 ☎(72) 4373
- 役場稅務課 ☎(84) 3111

内線344

町の相談日

(受付時間 午前9時~11時30分・午後1時~4時)

月日	該当行政区		会場	
	午前	午後		
所得稅確定申告				
2月18日(火)	斗合田・下江黒	上江黒・江口	ふるさと産業文化館 研修室	
19日(水)	千津井	田島		
20日(木)	川俣・須賀	大輪		
21日(金)	入ヶ谷・矢島	大佐貴		
25日(火)	南大島	新里		
26日(水)	中谷	梅原		
町・県民稅申告相談				
2月27日(木)	川俣	矢島	館林市農協 佐貴支所	
28日(金)	須賀	大佐貴		
3月3日(月)	大輪(下)	大輪(上)・入ヶ谷	ふるさと産業文化館	
4日(火)	南大島			
5日(水)	新里			
6日(木)	中谷			
7日(金)	梅原			
10日(月)	千津井	斗合田・江口		館林市農協 千江田支所
11日(火)	上江黒	下江黒・田島		

※日程当日、役場稅務課での申告相談は行いませんので、ご注意ください。

町・県民稅Q&A

パート収入と税金のしくみ

Q 妻はパートで働いています。年間収入がいくらになると町・県民稅がかかりますか。

A この場合、私の配偶者控除として対象になりますか。

パート収入が100万円以下ですと、給与所得控除(65万円)を差し引いた残額が町・県民稅の非課稅限度額(35万円)以下となりますので町・県民稅はかかりません。

これに対して所得稅は、103万円までは給与所得控除後の残額が基礎控除(38万円)以下となりますので課稅されません。また、配偶者控除の対象となるのは、所得稅の場合と同一の基準ですので、所得が38万円以下の場合です。パートの年収にしますと103万円まではご主人の配偶者控除を受けることができます。

妻のパート収入と稅

(○受けられる ×受けられない)

パート収入	町・県民稅	所得稅	夫の配偶者控除	配偶者特別控除
100万円以下	非課稅	非課稅	○	○
103万円未満	課稅	非課稅	○	○
141万円未満	課稅	課稅	×	○
141万円以上	課稅	課稅	×	×